

【電子入札における申請書提出の留意事項】 R8.4.1現在

電子入札において入札参加申請書を提出する場合は、電子入札運用基準によるほか、下記の事項に留意の上申請してください。

電子調達運用基準及び電子入札に関する様式は下記サイトよりご覧になれます。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/jsk/denshichotatsu14.html> ←クリック

(北海道総合政策部情報政策課のサイトにリンク)

《電子入札に関するお問い合わせ先》

- ① 公告の内容及び申請書作成に関すること
釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室入札契約課入札係 電話:0154-23-9122
- ② 電子入札システムの操作方法に関すること
電子調達サポートセンター 電話:011-232-7500
- ③ 電子入札システムの利用申込みに関すること
釧路総合振興局地域政策部総務課主査(事業管理) 電話:0154-43-9131
根室振興局地域政策部総務課主査(事業管理) 電話:0153-23-6813
〔電子入札システム利用申込みがまだお済みでない場合は、電子入札システムの利用環境が整い次第、速やかに利用申込みの手続きを行ってください。〕
- ④ その他電子入札全般に関する質問
総合政策部情報政策課 電話:011-204-5980

1 入札参加申請

(1) 電子入札システムによる参加申請	① 添付書類を電子化できるかによって、参加申請の方法が2通りあります。いずれの場合も、資格審査の結果は、電子入札システムにより通知します。 また、<u>入札書は電子入札システムでの提出</u>となります。 <table border="1" data-bbox="564 987 1386 1317"> <tr> <td data-bbox="564 987 863 1055">ア 添付書類をすべて電子化できる場合</td><td data-bbox="863 987 1386 1077"><u>来庁の必要はありません。</u> すべての添付書類を添付し、電子入札参加システムで参加申請してください。</td></tr> <tr> <td data-bbox="564 1077 863 1205">イ・電子ファイルの容量が3MBを超える場合・1書類でも電子化できない書類がある場合</td><td data-bbox="863 1077 1386 1317"><u>送付又は来庁の必要があります。</u> 送付・持参提出通知書(電子様式1)を添付し、<u>電子入札システムで参加申請した後</u>、送付・持参提出通知書に記載した提出年月日に添付書類をすべて送付又は持参してください。この場合、返信用封筒は必要ありません。 なお、紙持参する場合は、事前に入札契約課まで連絡願います。</td></tr> </table> ② 提出された書類の内容確認後、訂正や再提出を求める場合がありますので、<u>できるだけ提出期限の1開庁日前</u>(月曜日が提出期限なら前週の金曜日)<u>までに申請してください。</u>	ア 添付書類をすべて電子化できる場合	<u>来庁の必要はありません。</u> すべての添付書類を添付し、電子入札参加システムで参加申請してください。	イ・電子ファイルの容量が3MBを超える場合・1書類でも電子化できない書類がある場合	<u>送付又は来庁の必要があります。</u> 送付・持参提出通知書(電子様式1)を添付し、 <u>電子入札システムで参加申請した後</u> 、送付・持参提出通知書に記載した提出年月日に添付書類をすべて送付又は持参してください。この場合、返信用封筒は必要ありません。 なお、紙持参する場合は、事前に入札契約課まで連絡願います。
ア 添付書類をすべて電子化できる場合	<u>来庁の必要はありません。</u> すべての添付書類を添付し、電子入札参加システムで参加申請してください。				
イ・電子ファイルの容量が3MBを超える場合・1書類でも電子化できない書類がある場合	<u>送付又は来庁の必要があります。</u> 送付・持参提出通知書(電子様式1)を添付し、 <u>電子入札システムで参加申請した後</u> 、送付・持参提出通知書に記載した提出年月日に添付書類をすべて送付又は持参してください。この場合、返信用封筒は必要ありません。 なお、紙持参する場合は、事前に入札契約課まで連絡願います。				
(2) 紙による参加申請	運用基準第2章9-1により紙参加を希望する場合は、紙参加届出書(紙様式3)を提出し、承認を受けた上で、紙により入札参加申請書及び添付書類を提出してください。資格審査の結果は、紙により通知します。また、入札書は紙により開札日に持参しての提出となります。 なお、申請の際には、簡易書留分の切手を貼った返信用封筒(住所、氏名を記載)を併せて提出してください。				

2 申請書の作成

(1) 共通事項	① 申請書類は、必ず電子調達運用基準に記載されているファイル形式で作成し、提出してください。これ以外の形式の場合、当方でファイルを開くことができない場合があります。 また、紙の書類を電子データ化(PDFファイル等)する方法などについては、インターネットやお手持ちのスキャナー等の取扱説明書などを参照してください。 ② 申請書には、<u>必ず経営事項審査結果通知書の写し</u>(申請時点で最新のものを)を添付してください。JVで申請する場合は、構成員すべて提出してください。また、申請時点で更新手続き中の場合は、更新申請の控え(支庁等の受付印を押したもの)の写しも併せて添付してください。
(2) 制限付一般競争入札参加資格審査申請書(別記様式第1号)	① 申請書の押印は必要はありません(電子・紙とも)。

(3) 類似工事施工実績調書(別記第2号様式)	① 入札参加申請に必要な類似工事施工実績の条件は、入札の公告別記説明「本工事と同種で、かつ、おおむね同規模と認められる工事」(以下「同種同規模工事」という)に該当することです。<u>入札の公告の工事概要に記載されている内容をすべて満たす必要はありません。</u> ② J Vで申請する場合は、必ず各構成員毎に調書を提出してください。その場合は、申請者名はJ V名とし、その下に構成員名を記載してください。実績の無い構成員がある場合は、工事概要欄に「実績無し」と記載してください。 ③ 受注者名は、J Vで受注した工事の場合はJ V名を記載してください。また、合併した会社の合併前の工事の場合は、合併前の会社名を記載し、かつ書きで合併年月日を記載してください。 ④ 発注機関名は、併せて提出する類似工事の実績を証明する書面に記載されている発注機関名に合わせてください。また、発注機関が(旧)土木現業所で契約書の契約者名が支庁長の場合は、(旧)支庁名を記載の上、かつ書きで土現名を記載してください。(例: 釧路支庁(釧路土木現業所)) ⑤ 受注形態が乙型J Vの場合は、分担した工種の金額も記載してください。 ⑥ 工事概要に記載する項目は、同種同規模工事に該当する工種が確認できる項目を記載してください。当該工事の概要をすべて記載する必要はありません。						
(4) 類似工事施工実績を証明する書面	① 類似工事施工実績を証明する書面は、次のア、イ、ウのいずれかを提出してください。なお、内容確認のため追加の資料を提出していただく場合があります。 <table border="1" data-bbox="560 824 1383 1659"> <tr> <td data-bbox="560 824 802 1099">ア 契約書等の写しで提出する場合</td><td data-bbox="802 824 1383 1099"> a 契約書の写し b 設計変更があった場合は変更契約書、変更通知等の写し c 設計書の写し(設計変更があった場合は最終のもの) ※ 設計書の写しは、表紙及び類似工事施工実績調書の工事概要に記載した内容が確認できるページを添付してください。全てを添付する必要はありません。 d J Vでの実績の場合は、J Vの協定書(基本協定書及び付属協定書)の写し </td></tr> <tr> <td data-bbox="560 1099 802 1559">イ CORINS登録(竣工時)の写しで提出する場合</td><td data-bbox="802 1099 1383 1559"> 類似工事施工実績調書に記載した内容が確認できるページを添付してください。全てを添付する必要はありません。 なお、次のような場合は、設計書等の写しも併せて添付してください。 ・CORINSに記載されていない実績を設計書より転記した → この場合は、設計書の写しも必ず添付してください。 ・乙型の実績をCORINS登録の写しで提出した → 乙型の場合は、調書に分担した工種の金額も記載することになっていますので、この場合は分担額が記載された協定書の写しも併せて添付してください。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="560 1559 802 1659">ウ 類似工事施工実績事前登録書で提出する場合</td><td data-bbox="802 1559 1383 1659"> <u>同種同規模工事の条件が事前登録の工種と同じ場合は、登録書の写しのみを提出してください。</u> 設計書やCORINS等の写しは必要ありません。 </td></tr> </table>	ア 契約書等の写しで提出する場合	a 契約書の写し b 設計変更があった場合は変更契約書、変更通知等の写し c 設計書の写し(設計変更があった場合は最終のもの) ※ 設計書の写しは、表紙及び類似工事施工実績調書の工事概要に記載した内容が確認できるページを添付してください。全てを添付する必要はありません。 d J Vでの実績の場合は、J Vの協定書(基本協定書及び付属協定書)の写し	イ CORINS登録(竣工時)の写しで提出する場合	類似工事施工実績調書に記載した内容が確認できるページを添付してください。全てを添付する必要はありません。 なお、次のような場合は、設計書等の写しも併せて添付してください。 ・CORINSに記載されていない実績を設計書より転記した → この場合は、設計書の写しも必ず添付してください。 ・乙型の実績をCORINS登録の写しで提出した → 乙型の場合は、調書に分担した工種の金額も記載することになっていますので、この場合は分担額が記載された協定書の写しも併せて添付してください。	ウ 類似工事施工実績事前登録書で提出する場合	<u>同種同規模工事の条件が事前登録の工種と同じ場合は、登録書の写しのみを提出してください。</u> 設計書やCORINS等の写しは必要ありません。
ア 契約書等の写しで提出する場合	a 契約書の写し b 設計変更があった場合は変更契約書、変更通知等の写し c 設計書の写し(設計変更があった場合は最終のもの) ※ 設計書の写しは、表紙及び類似工事施工実績調書の工事概要に記載した内容が確認できるページを添付してください。全てを添付する必要はありません。 d J Vでの実績の場合は、J Vの協定書(基本協定書及び付属協定書)の写し						
イ CORINS登録(竣工時)の写しで提出する場合	類似工事施工実績調書に記載した内容が確認できるページを添付してください。全てを添付する必要はありません。 なお、次のような場合は、設計書等の写しも併せて添付してください。 ・CORINSに記載されていない実績を設計書より転記した → この場合は、設計書の写しも必ず添付してください。 ・乙型の実績をCORINS登録の写しで提出した → 乙型の場合は、調書に分担した工種の金額も記載することになっていますので、この場合は分担額が記載された協定書の写しも併せて添付してください。						
ウ 類似工事施工実績事前登録書で提出する場合	<u>同種同規模工事の条件が事前登録の工種と同じ場合は、登録書の写しのみを提出してください。</u> 設計書やCORINS等の写しは必要ありません。						
(5) 特定関係調書(別記第5号様式)	① 特定関係調書の押印は必要ありません(電子・紙とも)。 ② J Vで申請する場合は、構成員毎に調書を提出してください。その際、申請者名はJ V名を記載し、商号又は名称に構成員名を記載してください。						
(6) その他	上記のほか、公告で別に指定されている書類がある場合は、併せて提出してください(例: アスファルトフィニッシャーの車検証の写し等)。						

3 共同企業体で電子入札に参加する際の留意事項

(1) 共通事項	共同企業体（ＪＶ）で電子入札システムにより申請する場合は、代表事業者（代表会社）のＩＣカードを使用して操作し、申請書入力時に「競争参加資格確認申請書」の画面で、「ＪＶ参加」の入力欄にチェックの上、「ＪＶ業者番号」欄に別途通知するＪＶの名簿登録番号を入力して検索ボタンを押し、ＪＶ名を表示してください。ＪＶ用に別のＩＣカードを用意する必要はありません。 なお、登録番号を入力の際は、一桁目に「０」を入力し、２桁目以降に登録番号を入力してください。
(2) 経常建設共同企業体（甲型）	建設部建設管理課で資格審査の決定通知後、電子入札システムにより申請することができます。経常ＪＶ（甲型）の申請締め切り日及び資格決定通知予定日は、「その他公開情報一覧」に掲載していますので、確認してください。<u>公告期間中に決定通知がなければ、当該工事の入札参加申請はできません。</u> なお、平成２１年度より経常ＪＶ（甲型）は、一つの企業が登録機関毎に登録することができる回数が、資格の種類ごとに１回となりました。
(3) 経常建設共同企業体（乙型）	乙型ＪＶの申請は随時受け付けますが、公告期間中の工事に申請するためのＪＶ申請の締め切り日は別途設定しますので、入札の公告で確認してください。建設管理部で資格審査の決定通知後、電子入札システムにより申請することができます。ＪＶ申請書を提出する際に、資格決定予定日をお知らせしますので、<u>予定日以降に電子入札システムにより入札参加申請書を提出</u>してください。 なお、平成２１年度より乙型ＪＶは、一つの企業が登録機関毎に登録することができる回数が、異なる資格の組合せごとに１回となりました。
(4) 特定建設工事共同企業体（委託業務）	建設管理部で資格審査の決定通知後、電子入札システムにより申請することができます。特定ＪＶの申請については、公告期間中に受付及び決定通知を行います。ＪＶの申請締め切り日は、入札の公告で確認してください。ＪＶ申請書を提出する際に、ＪＶの資格決定予定日をお知らせしますので、<u>予定日以降に電子入札システムにより入札参加申請書を提出</u>してください。 またＪＶ申請書を提出する際に、後日提出予定の入札参加申請書をご持参いただければ、事前に内容の確認をしますので、あわせてご利用ください。

4 同種同規模工事の条件

問い合わせの多い例を以下に記載しますので参考としてください。

同種同規模工事の条件（例）	摘 要
「道路工事を施工した工事」	国道、道道、市町村道などについて、何らかの道路工事を施工した実績となります。工事概要の内容と同じものである必要はありません。 また、「類似工事施工実績」の事前登録をしている場合は、類似工事実績調書に事前登録している道路工事の実績を記載してください。
「公道（道路法第２条に基づく道路）において・・・」 又は 「公道において・・・」	公道とは、国道、道道、市町村道を指し、農道や林道は該当しません。ただし市町村道を農道整備事業などで整備した場合は該当します。この場合、施工した箇所が市町村道であることが分かる書類（市町村道認定や図面等）を添付してください。
「河川工事を施工した工事」	１級河川、２級河川などについて、何らかの河川工事を施工した実績となります。工事概要の内容と同じものである必要はありません。 また、「類似工事施工実績」の事前登録をしている場合は、類似工事実績調書に事前登録している河川工事の実績を記載してください。
「〇〇などの漁港・海岸構造物を施行した工事」	堤防、護岸、突堤、消波堤、防波堤、岸壁など、何らかの漁港・海岸構造物を施工した実績となります。工事概要の内容と同じものである必要はありません。また、「類似工事施工実績」の事前登録をしている場合は21または22のいずれかがあれば足ります。この場合は、類似工事実績調書に21または22の工事の実績を記載してください。
「公共工事において・・・」	公共工事とは、国、道、市町村など官公庁で実施している工事を指し、当該工事と違った工事種別（道路、河川、砂防、海岸など）の工事であっても、工事概要の内容と同じであれば対象となります。 （例：道路現場の現場打法枠→急傾斜地崩壊防止工事の現場打法枠→○）

《入札参加等に関する留意事項》

【特に注意する事項（北海道電子入札運用基準より抜粋）】

6 入札書の提出について

- (1) 入札書の入力には注意して正確に行い、入札書提出内容確認画面において慎重に確認を行ってから入札書の提出を行うこと。
- (2) 入札書の提出は、入札書受付締切日時までに完了すること。締切日時以降はいかなる場合も入札書を受け付けません。
- (3) パソコン等の利用環境により、送信が完了するまで長時間を要することがあるため、締切日時までに余裕をもって入札書の提出を行うこと。
- (4) 入札書が正常に送信されたことを、入札書受信確認通知画面又は入札状況一覧において確認するとともに、入札書受信確認通知画面等を印刷し、入札書の提出が完了した証拠を保存すること。

【電子入札参加時における内訳書記載方法Q & A】

電子入札において提出する内訳書の記載方法で、問い合わせの多い事項についてまとめましたので、参考にしてください。

Q 1 内訳書に押印は必要か

A 1 電子データとして、電子入札システムで内訳書を提出する場合、押印は不要です。
ただしその入札が電子入札案件であっても、紙参加の承認を受けて紙により入札に参加する場合は、内訳書にも押印が必要です。

Q 2 内訳書の日付はいつか。

A 2 内訳書に記載する日付は、実際に電子入札システムで提出する日としてください。

Q 3 提出者名の記載は、紙の場合と同じか。

A 3 電子入札システムで内訳書を提出する場合は、会社名のみの記載で差し支えありません。
ただしその入札が電子入札案件であっても、紙参加の承認を受けて紙により入札に参加する場合は、従前どおり、入札書と同様に記載してください。

【契約締結に係るお願い】

1. 契約書案の受渡しについて（電子／紙入札共通）

契約書案の受渡しは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当面の間、郵送により行うこととします。
なお、お急ぎ等で来庁を希望される場合は、落札者決定通知後、ご連絡ください。

2. 契約締結日について（電子／紙入札共通）

釧路建設管理部では、原則として入札（開札）の翌週火曜日（閉庁日の場合はその翌日）を契約締結日としております。契約書は、契約締結日までに到着するよう送付願います。

3. リサイクル協議書の提出について（電子／紙入札共通）

落札した工事がリサイクル協議書の提出が必要な工事の場合、契約書等の受渡しの際にリサイクル協議書及び別記のほか、別記に記載された施設が、再資源化等が実施可能な施設であることが確認できる書類（許可証の写し等）を提出してください。また、これによりがたい場合は、別途当課にご相談ください。

4. 契約書等受渡し・契約締結事務の連絡先

・ 釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室入札契約課予算係：電話 0154-23-9120（直通）